

1 説明文

(1) この図は、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第195号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示されています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、全対象河川の「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 千種川水系高徳川、加里堀川、加里堀川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、柳川、高田川、安室川、茶ヶ原川、鞍掛川、大高川、長谷川、杉尾川、赤木川、細野川、赤根川、水目山川、霧山川、板山川、大池川、横井川、須安川、山田川、江川川、西河内川（佐用川支川）、淀川、末包川、金谷川、長谷川（佐用川支川）、庵川、庵谷川（佐用川支川）、東谷川、庵谷川、天下川、笠谷川、烏丸川、本郷川、鎌倉川、坂ノ尾川、長谷川（志文川支川）、一ノ谷川、中ノ尾川、大谷川、岩井谷川、保草谷川、矢野川（志文川支川）、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川（千種川上流）（指定区域は：河内町、高砂町）

(5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(6) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

(7) その他の計算条件等

(a) この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

(b) この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防が壊れ、堤防が壊れた区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

(c) 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地盤高による影響が表れていない場合があります。

(d) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続地盤高（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡 例

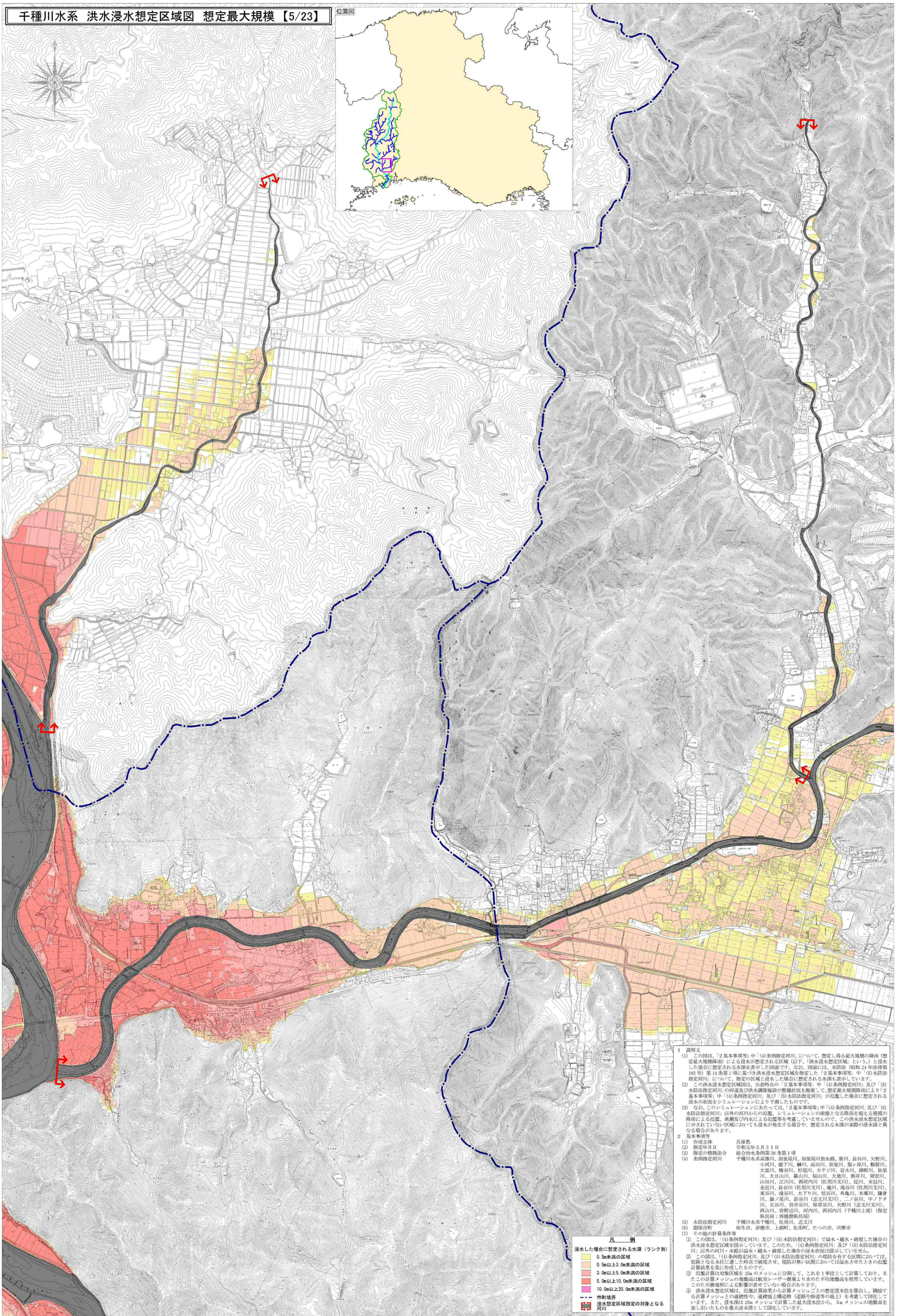
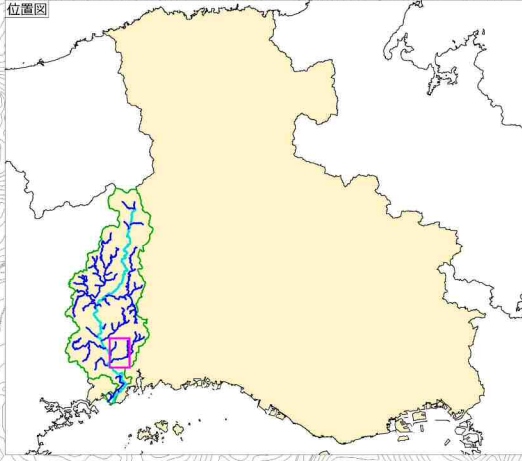
浸水した場合に想定される水深（ランク別）

0.5m未満の区域
0.5m以上3.0m未満の区域
3.0m以上5.0m未満の区域
5.0m以上10.0m未満の区域
10.0m以上20.0m未満の区域

--- 市町境界

--- 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川





1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第100号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。  
 (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高層及び水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する可能性や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

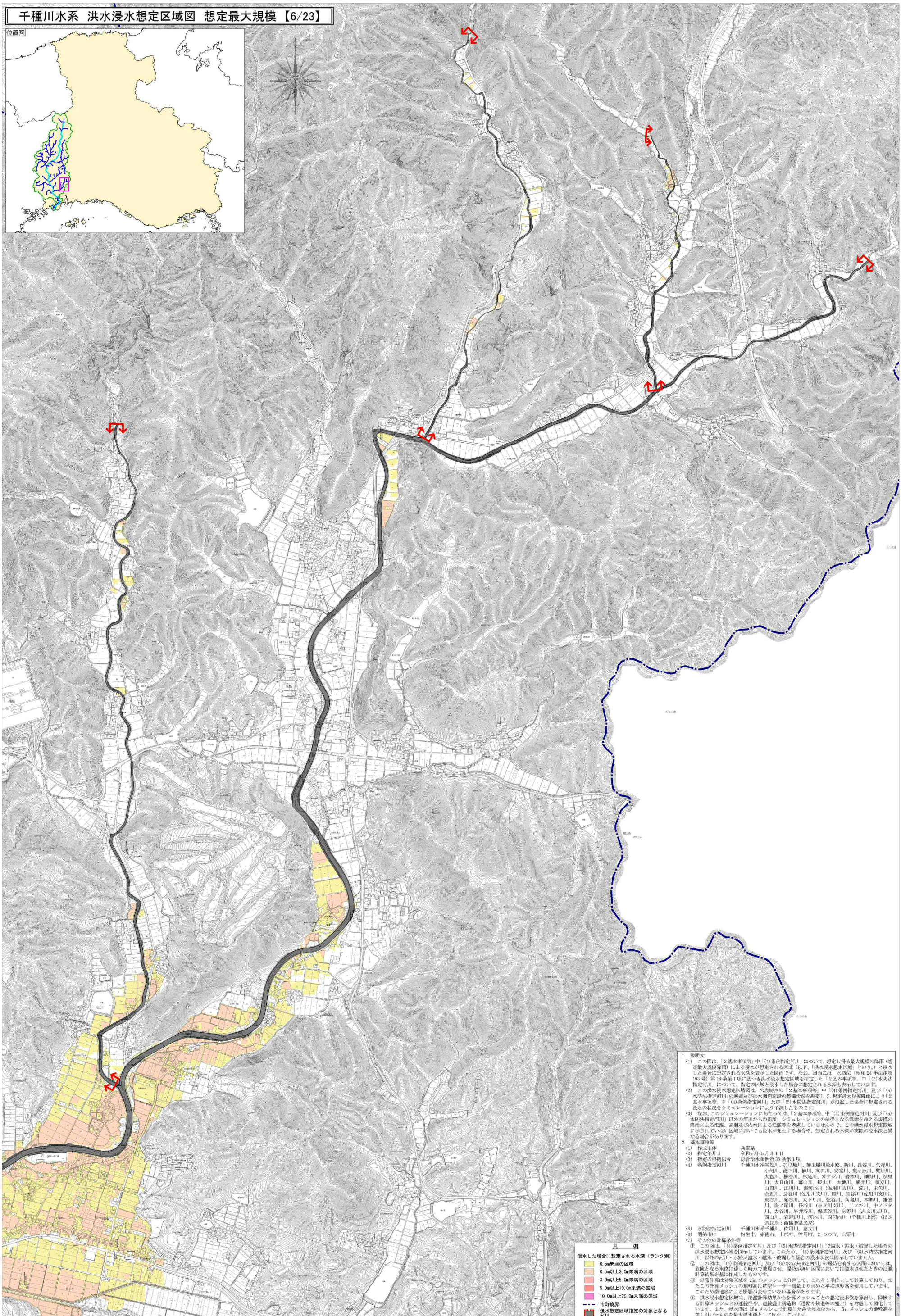
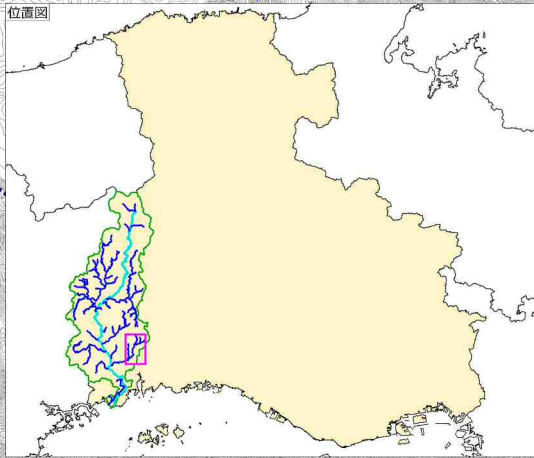
2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 指定年月日 令和元年5月31日  
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項  
 (4) 条例指定河川 千種川水系小瀬川、加見川、加見川支流、新川、長谷川、矢野川、大瀬川、橋谷川、柳谷川、カチシ川、岩木川、柳野川、秋山川、大目山川、藤山川、福山川、大地川、船井川、須安川、山田川、江川、西内川(佐用川支流)、滝川、赤松川、金野川、長谷川(佐用川支流)、堀川、滝谷川(佐用川支流)、東谷川、滝谷川、大下川、志文川、角龍川、本郷川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(志文川支流)、二ノ谷川、中ノ下谷川、大谷川、若井谷川、保蔵谷川、矢野川(志文川支流)、西山川、岩野川、河内川、西内川(千種川上流)(指定県民局)  
 (5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川  
 (6) 関係市町 相生市、赤穂市、土庫町、佐用町、たつの市、宍粟市  
 (7) その他計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。  
 ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の氾濫を有する区域において、危険となる水位に達した時点で破断させ、堤防が壊れ区間については溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続地上構造物(道路や橋道等の壁)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例

深水した場合に想定される水深(ランク別)	
0.5m未満の区域	黄色
0.5m以上3.0m未満の区域	オレンジ
3.0m以上5.0m未満の区域	赤
5.0m以上10.0m未満の区域	暗赤
10.0m以上20.0m未満の区域	紫
市町境界	青点線
洪水浸水想定区域指定の対象となる河川	黒実線





1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第109号)第11条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前視となる降雨を想定する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 指定主体 岐阜県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 千種川水系(高瀬川、加里堀川、新川、長谷川、矢野川、山田川、江川、西河内川(佐田川支川)、志文川、志文川支川、東谷川、滝谷川、大下川、笠谷川、角龍川、本郷川、鎌倉川、志文川支川、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、若井谷川、保原谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)〔指定農林局〕

(5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(6) 関係市町 稲井市、赤穂市、土御市、佐用町、たつの市、安曇町

(7) その他計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は同示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の場所を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で観測させ、堤防が無い区域においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

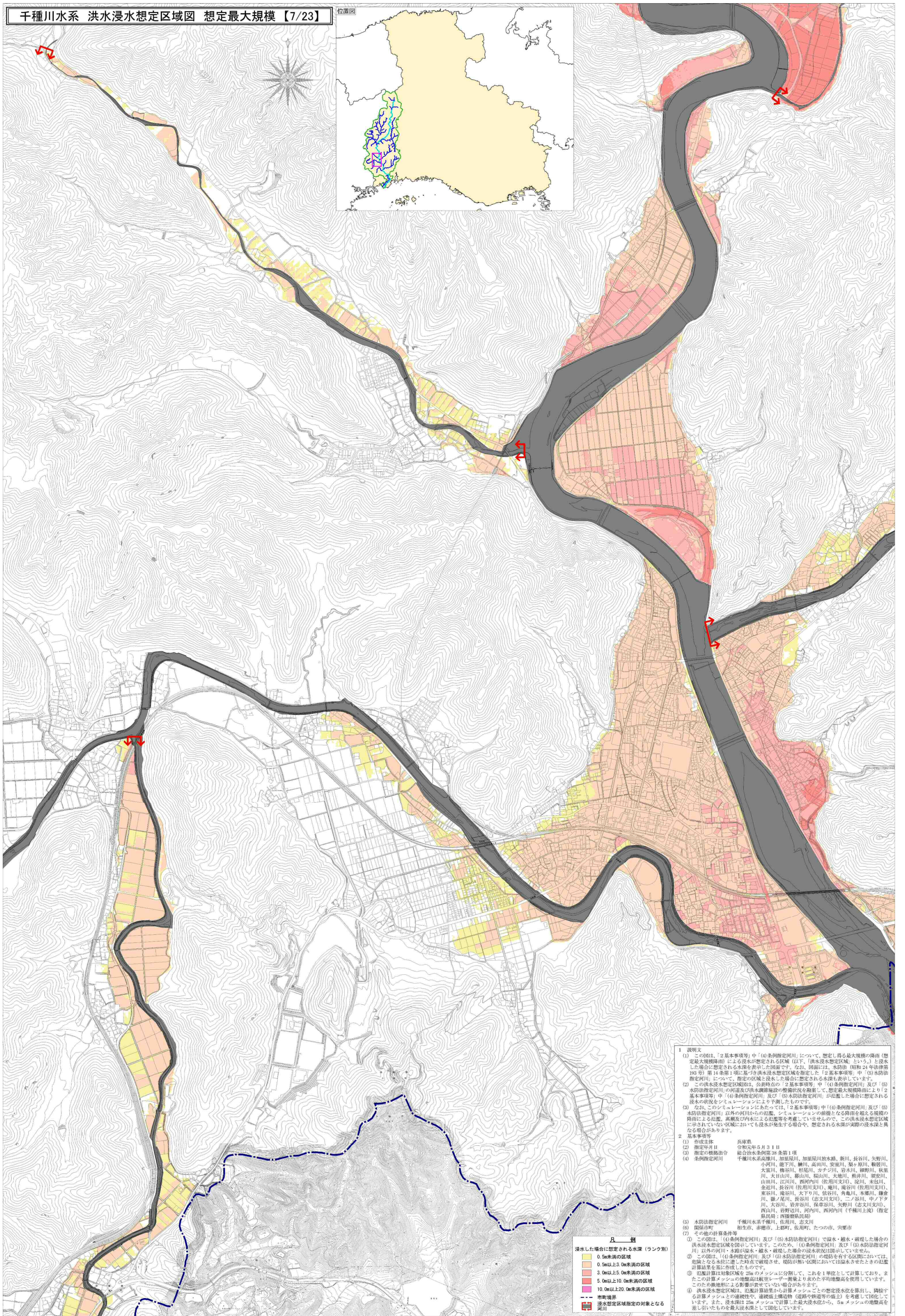
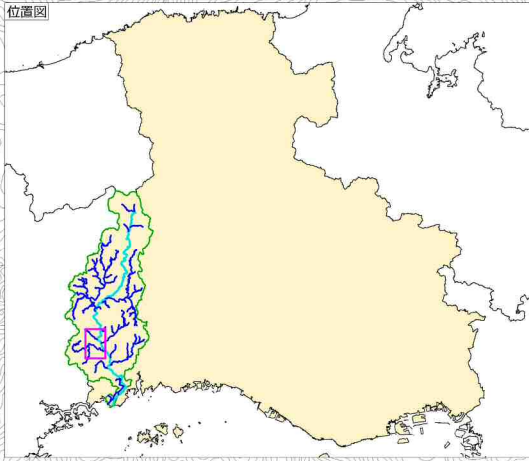
③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

凡 例

深水した場合に想定される水深(ランク別)	
0.5m未満の区域	黄色
0.5m以上3.0m未満の区域	オレンジ
3.0m以上5.0m未満の区域	赤
5.0m以上10.0m未満の区域	赤紫
10.0m以上20.0m未満の区域	紫
市町境界	黒線
洪水浸水想定区域指定の対象となる河川	赤線





1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。...

2 基本事項等

- (1) 作成主体 長瀬圏 令和元年5月31日
(2) 指定年月日 総合治水条例第38条第1項
(3) 指定の根拠法令 千種川水系条例第38条第1項
(4) 条例指定河川 千種川水系高橋川、加屋尾川、...

凡 例

- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
0.5m未満の区域
0.5m以上3.0m未満の区域
3.0m以上5.0m未満の区域
5.0m以上10.0m未満の区域
10.0m以上20.0m未満の区域
市町境界
洪水浸水想定区域指定の対象となる河川